

京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

平成19年4月1日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第27号。以下「条例」という。）第44条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務の届出事項)

第2条 条例第6条第1項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の届出年月日
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令
- (3) オンライン結合による個人情報の提供の有無
- (4) 個人情報取扱事務の外部委託の有無

2 条例第6条第1項の規定による個人情報取扱事務の開始の届出は個人情報取扱事務開始届出書（第1号様式）により、同条第2項の規定による変更又は廃止の届出は個人情報取扱事務変更・廃止届出書（第2号様式）により行うものとする。

(個人情報開示請求書)

第3条 条例第14条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の開示の方法
- (2) 本人に代わって法定代理人が個人情報の開示請求をしようとする場合における当該開示請求に係る本人の氏名及び住所

2 条例第14条第1項に規定する開示請求書は、個人情報開示請求書（第3号様式）とする。

(本人であること等を証明するために必要な措置)

第4条 条例第14条第2項（条例第22条第4項、第25条第3項、第30条第2項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 健康保険の被保険者証
 - (2) 運転免許証
 - (3) 旅券
 - (4) 在留カード又は特別永住者証明書
 - (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、条例第13条第1項、第24条第1項若しくは第29条第1項の規定による請求又は第34条第1項の規定による申出をしようとする者の氏名及び住所が記載されている書類で実施機関が定めるもの。
- 2 条例第14条第2項に規定する代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。
- (1) 代理人が個人である場合 次に掲げる書類
 - ア 当該代理人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は当該代理人の氏名及び住所が記載されている書類で実施機関が定めるもの。
 - イ 法定代理人にあつては、本人の戸籍の謄本若しくは抄本又は後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書その他実施機関が定める書類
 - ウ 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）にあつては、本人から委任を受けたことを証する書類及び次のいずれかの書類（その写しを含む。）
 - （ア） 当該本人に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか
 - （イ） 当該本人の氏名及び住所が記載されている書類で実施機関が定めるもの
 - (2) 代理人が法人である場合 次に掲げる書類
 - ア 当該代理人の代表者の資格を証する書類
 - イ 当該代理人の代表者若しくはその委任を受けた者であつて、

実施機関に請求書を提出し、若しくは実施機関から個人情報の開示を受けるもの（以下「代表者等」という。）に係る前項第1号から第5号までに掲げる書類のいずれか又は代表者等の氏名及び住所が記載されている書類で実施機関が定めるもの。

ウ 当該代理人の代表者から委任を受けた者が実施機関に請求書を提供し、又は実施機関から個人情報の開示を受ける場合にあっては、当該代表者から委任を受けたことを証する書類

エ 法定代理人にあっては、前号イの書類

オ 任意代理人にあっては、前号ウの書類

（任意代理人から特定個人情報の開示請求があった場合における本人への通知）

第5条 実施機関は、条例第13条第2項の規定により任意代理人から特定個人情報の開示請求があったときは、その旨を本人に通知して、当該開示請求が本人の意思に基づくものでない場合にその意思を表示する機会を与えなければならない。

2 前項の規定による通知は、任意代理人による特定個人情報の開示請求に関する通知書（第4号様式）により行うものとする。

（個人情報開示決定通知書等）

第6条 条例第18条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示する旨の決定 個人情報開示決定通知書（第5号様式）

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 個人情報一部開示決定通知書（第6号様式）

2 条例第18条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示しない旨の決定 個人情報非開示決定通知書（第7号様式）

(2) 条例第17条の規定により開示請求を拒否する旨の決定 個人情報開示請求拒否決定通知書（第8号様式）

(3) 開示請求に係る個人情報を保有していないことにより開示しない旨の決定 不存在による非開示決定通知書（第9号様式）

(個人情報開示決定等期間延長通知書)

第7条 条例第19条第2項の規定による通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(第10号様式)により行うものとする。

(個人情報開示決定等期間特例延長通知書)

第8条 条例第20条の規定による通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第11号様式)により行うものとする。

(個人情報の開示に関する照会書等)

第9条 条例第21条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に意見書を提出する機会を与えようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報の開示に関する照会書(第12号様式)により、当該第三者に通知しなければならない。

(1) 開示請求年月日

(2) 開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の件名

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第21条第1項又は第2項に規定する意見書は、個人情報の開示に関する意見書(第13号様式)とする。

3 条例第21条第3項の規定による通知は、個人情報の開示に関する決定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(開示の方法)

第10条 条例第22条第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写したものの交付

(2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(費用の負担等)

第 1 1 条 条例第 2 3 条に規定する規則で定める写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第 2 3 条に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第 2 3 条に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

4 個人情報の写しの交付部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

(個人情報訂正請求書)

第 1 2 条 条例第 2 5 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、本人に代わって代理人が個人情報の訂正請求をする場合における当該訂正請求に係る本人の氏名及び住所とする。

2 条例第 2 5 条第 1 項に規定する訂正請求書は、個人情報訂正請求書(第 1 5 号様式)とする。

(個人情報訂正決定通知書等)

第 1 3 条 条例第 2 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 個人情報の全部について訂正をする旨の決定 個人情報訂正決定通知書(第 1 6 号様式)

(2) 個人情報の一部について訂正をする旨の決定 個人情報一部訂正決定通知書(第 1 7 号様式)

(3) 個人情報の全部について訂正をしない旨の決定 個人情報非訂正決定通知書(第 1 8 号様式)

(個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第 1 4 条 条例第 2 7 条第 2 項において準用する条例第 1 9 条第 2 項の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(第 1 9 号様式)により行うものとする。

(個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第 1 5 条 条例第 2 8 条の規定による通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第 2 0 号様式)により行うものとする。

(個人情報利用停止請求書)

第 1 6 条 条例第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、

本人に代わって代理人が個人情報の利用停止請求をする場合における当該利用停止請求に係る本人の氏名及び住所とする。

2 条例第30条第1項に規定する利用停止請求書は、個人情報利用停止請求書（第21号様式）とする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

第17条 条例第31条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部について利用停止をする旨の決定 個人情報利用停止決定通知書（第22号様式）
- (2) 個人情報の一部について利用停止をする旨の決定 個人情報一部利用停止決定通知書（第23号様式）
- (3) 個人情報の全部について利用停止をしない旨の決定 個人情報非利用停止決定通知書（第24号様式）

（個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第18条 条例第32条第2項において準用する条例第19条第2項の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第25号様式）により行うものとする。

（個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第19条 条例第33条の規定による通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第26号様式）により行うものとする。

（個人情報取扱是正申出書の記載事項等）

第20条 条例第34条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、本人に代わって代理人が個人情報の是正の申出をしようとする場合における当該是正の申出に係る本人の氏名及び住所とする。

2 条例第34条第2項に規定する申出書は、個人情報取扱是正申出書（第27号様式）とする。

（個人情報取扱是正申出処理内容通知書）

第21条 条例第34条第3項の規定による通知は、個人情報取扱是正申出処理内容通知書（第28号様式）により行うものとする。

（審査会諮問通知書）

第22条 条例第36条の規定による通知は、情報公開・個人情報保

護審査会諮問通知書（第29号様式）により行うものとする。

（審査請求人等に関する情報の開示実施日等通知書）

第23条 条例第37条において準用する条例第21条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく開示実施日等通知書（第30号様式）により行うものとする。

（運用状況の公表）

第24条 条例第42条の規定による公表は、広域連合の掲示場に掲示することにより行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月24日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条及び附則第3項の規定は公布の日から施行し、平成27年10月5日から適用する。
- 2 この規則中第2条及び附則第4項の規定は平成28年1月1日から施行する。

（外国人登録証明書に関する経過措置）

- 3 次に掲げる規定（以下この項において「対象規定」という。）の適用については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第15条第1項の規定により在留カードとみなされる外国人登録証明書（同条第2項に規定する有効期間内のものに限る。）は対象規定に掲げる在留カードと、改正法附則第28条第1項の規定により特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書（同条第2項に規定する有効期間内のものに限る。）は対象規定に掲げる特別永住者証明書とみなす。

- (1) 改正後の京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第4条第1項第4号、第3号様式、第15号様式、第21号様式及び第27号様式

（経過措置）

- 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関

する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第20条第1項に規定する住民基本台帳カード（同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失っていないものに限る。）については、第2条の規定による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第4条第1項第5号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月17日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

写し等の作成の方法	費 用
電子複写機による写し （A 3 判、A 4 判、B 4 判又は B 5 判）	1 枚につき 1 0 円 （用紙の両面に複写した場合は、1 枚につき 2 0 円）
フルカラー電子複写機による写し （A 3 判、A 4 判、B 4 判又は B 5 判）	1 枚につき 1 0 0 円 （用紙の両面に複写した場合は、1 枚につき 2 0 0 円）
上記以外の方法により写しを作成した場合	実 費
録音カセットテープ（記録時間 6 0 分から 1 2 0 分）に複写したもの	1 巻につき 2 0 0 円
ビデオカセットテープ（VHS 方式 記録時間 1 2 0 分から 1 8 0 分）に複写したもの	1 巻につき 3 5 0 円
フロッピーディスク（2HD）に複写したもの	1 枚につき 1 0 0 円
その他の記録媒体に複写した場合	実 費